（別紙）

○　平成14年農林水産省告示第1004号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部改正案について寄せられた御意見及び
　それに対する農林水産省の考え方について

御意見	御意見に対する考え方
反対	本改正は、作物統計調査（水稲（予想）収穫量調査）の調査票で用いている呼称について表現の適正化を図るもの、また、新たな食料・農業・農村基本計画の策定にあわせた収穫量調査を行う作物の範囲の表現の変更を行うものであり、統計法（第９条）に基づき総務省の統計委員会において審議のうえ総務大臣の承認を得て改正するものです。
反対。国会で議論してください	

※以上のほか、３名の方から、本意見・情報の募集の対象ではない御意見がございました。